

(受注者の皆様へ)

## 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、取り組んでいるところですが、令和2年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が鹿児島県にも拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、県土木部では、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

### 1 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、引き続き、取り組むこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き※1」や「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例※2」等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNSの活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

※1、※2の掲載先

鹿児島県HP：ホーム>社会基盤>公共事業>技術管理・検査>関連情報

>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について

### 2 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用(例)

〈共通仮設費〉

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

〈現場管理費〉

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。